

平成29年度
第 2 回

東大和市都市計画審議会会議録

平成 2 9 年 7 月 1 0 日

東 大 和 市

平成29年度
第 2 回

東大和市都市計画審議会会議録

日時：平成29年7月10日（月）

午前9時30分～午前10時48分

場所：市役所会議棟 第1会議室

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1番	武石岩男 委員	出	7番	木戸岡秀彦委員
出	2番	小嶋哲夫 委員	出	8番	奥秋聡克 委員
出	3番	宮崎 晃 委員	出	9番	野崎俊幸 委員
欠	4番	松本暢子 委員	出	10番	吹浦秀俊 委員
出	5番	関田 貢 委員	出	11番	大越 武 委員
出	6番	根岸聡彦 委員	出	12番	杉本昌美 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
東大和市長	尾崎 保夫	環境部長	松本 幹男
都市建設部長	直井 亨	ごみ対策課長	中山 仁
都市計画課長	神山 尚	小平村山大和衛生組合	
計画調整係長	関根 崇	衛生組合計画課長	伊藤 智
都市計画係長	各務 悟史	衛生組合参事	片山 敬
地域整備係長	梅山 直人	衛生組合計画課主査	菅家 幸樹
都市計画係	原口 力哉		
都市計画係	小林 俊介		
都市計画係	原島 哲司		

1. 議題

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名委員の指名について
- 第3 立川都市計画一団地の住宅施設東京街道一団地の住宅施設の変更（東大和市決定）について（諮問）
- 第4 立川都市計画地区計画東京街道団地地区地区計画の決定（東大和市決定）について（諮問）
- 第5 立川都市計画用途地域の変更（東大和市決定）について（諮問）
- 第6 立川都市計画高度地区の変更（東大和市決定）について（諮問）
- 第7 立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更（東大和市決定）について（諮問）

第 8 立川都市計画ごみ処理場の決定（原案）について（報告）

2. 傍聴者

9 人

○（直井都市建設部長） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、平成29年度第2回都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。

本日、定数12に対して、現時点では11人の出席をいただいております。よって、東大和市都市計画審議会条例第7条の定足数に達していることをご報告申し上げます。

次に、会議次第1にございますように、新任の委員の方に市長から委嘱状の交付をさせていただきます。関田委員の席に、市長が回り交付させていただきます。

それでは、市長、よろしくお願いいたします。

（市長 委嘱状交付）

○（直井都市建設部長） 委嘱状の交付が終わりましたところで、委員をご紹介します。後ほど、自己紹介をお願いいたします。

「市議会議員」の選出区分で、平成29年5月26日に関田貢委員にご就任いただきました。

それでは、自己紹介をお願いいたします。関田委員、よろしくお願いいたします。

○（委員） おはようございます。議会より選出されました関田貢です。どうぞよろしくお願いいたします。

○（直井都市建設部長） ありがとうございます。

委員名簿は事前配布しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。また、委員名簿につきましては、取扱注意をお願いいたします。

ここで、傍聴の申し出がありましたので、ご報告いたします。

また、傍聴者に入室していただきますので、ご了承ください。

なお、東大和市情報公開条例第30条及び東大和市都市計画審議会運営規則第11条により、会議は原則公開となっております。

(傍聴者 入室)

○(直井都市建設部長) これ以降につきましては、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

○(会長) ただいまから、平成29年度第2回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

初めに、市長からご挨拶をいただきます。

尾崎市長、よろしくお願いいたします。

○(尾崎市長) 皆さん、おはようございます。

皆様におかれましては、日ごろから当市のまちづくりに多大なるご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。また、新たに委員となられました関田委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

さて、先週の台風3号等による集中豪雨は、各地に大きな被害をもたらし、連日報道される被災地の様子を見て、自然災害の恐ろしさを再認識する出来事となりました。

当市におきましても、地域によっては、道路冠水や車両水没などの被害が生じ、集中豪雨の季節を迎え、改めて安全安心なまちづくりの必要性を強く感じたところであります。

さて、本日は、東京街道団地の地区計画の決定や用途地域等の変更などについて、諮問させていただきます。

また、(仮称)3市共同資源物処理施設につきましては、都市計画の原案を作成しましたので、ご報告させていただきます。いずれの案件につきましても、当市のまちづくりにとって重要な案件でございます。

委員の皆様におかれましては、当市のまちづくりに引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、委員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございました。

続いて、市長から、当審議会に対して、諮問をお受けしたいと思います。

○（尾崎市長） 東大和市都市計画審議会会長 武石岩男様。

平成29年度第2回東大和市都市計画審議会への諮問について。

貴審議会の意見を求めます。

5項目ございますので、後ほど事務局から細かく説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○（会長） ただいま、市長から「立川都市計画一団地の住宅施設東京街道一団地の住宅施設の変更（東大和市決定）」ほか4件について、諮問をお受けいたしました。後ほど、皆様にご審議をお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、市長は他の公務の都合上、ここで退席されます。ご了承、お願いをいたします。

○（尾崎市長） よろしく願いいたします。

（市長 退席）

○（会長） それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1、議席の指定をいたします。

5番、関田貢委員。以上でございます。

それでは次に、日程第2、会議録署名委員を指名いたします。

東大和市都市計画審議会運営規則第12条第2項の規定により、5番、関田貢委員をお願いをいたします。

次に、市長から諮問のありました日程第3「立川都市計画一団地の住宅施設東京街道一団地の住宅施設の変更（東大和市決定）について」から、日程第7「立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更（東大和市決定）について」までの5案を一括議題に供します。

説明をお願いいたします。神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長） それでは、ただいま議題となりました日程第3「立川都市計画一団地の住宅施設東京街道一団地の住宅施設の変更」、日程第4「立川都市計画地区計画東京街道団地地区地区計画の決定」、日程第5「立川都市計画用途地域の変更」、日程第6「立川都市計画高度地区の変更」、日程第7「立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更」、以上、東大和市決定の5案につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、都営住宅の建替事業を契機といたしまして、東京街道団地地区の特性に応じた住みよいまちづくりを、都市計画の観点から推進するものとして、一団地の住宅施設から地区計画への移行及び地域の課題に対応し、利便性を高めるための用途地域等の変更を行うものでございます。

これらは同時に行う都市計画の決定及び変更でございますので、一括してご説明申し上げます。

それでは、資料の確認をいたします。

事前にお配りしております、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、それから参考資料（東京街道団地地区関連）。以上を使用いたします。

最初に、これまでの経過について、ご説明申し上げます。

東京街道団地地区では、東京都がこれまでに3期に分けて建替事業を行い、現在までに約1,400戸の建替が完了しております。今後、予定されております後期建替事業では、新たに660戸程度の建替が計画されております。

平成28年3月には、東京都から「東京街道団地の整備の方向（案）」が示されるとともに、市に対して、都市計画変更の依頼がございました。この依頼を受け、市は地区の課題を踏まえつつ、都市計画マスタープランに即したまちづくりについて整理を行ってまいりました。

その後、平成28年12月には、「東京街道団地地区の街づくりの方向性（案）」を取りまとめ、これに基づきまして都市計画の原案を作成いたしま

した。

その後、同年2月には、街づくり条例に基づき、都市計画原案について、公告・縦覧、意見募集及び説明会を行いました。

都市計画原案の説明会におきましては、公園等の整備による緑やオープンスペースに期待する意見、生活関連施設地区における医療や買い物など利便性の向上に期待する意見が多く寄せられた一方で、公園などの管理状況から、その必要性を疑問視する意見や、運動広場のほこりを懸念し、その位置を変更すべきという意見が寄せられました。

また、原案に対して意見書の提出がございました。その内容につきましては、当審議会においてご報告済みでございますが、運動広場や公園の整備内容に関する意見、運動広場のほこりの懸念から、位置の変更を求める意見、生活関連施設地区に誘導する具体の施設に関する意見などがございました。

後ほどご説明いたしますが、これらのご意見を踏まえ、原案に一部修正を加えた上で、都市計画の案を作成し、本年5月には街づくり条例等に基づきまして、公告・縦覧、意見募集及び説明会を行いました。

本日は、この説明会の状況等について、後ほど説明させていただきます。

なお、都市計画法の規定に基づく東京都知事との協議につきましては、5月12日付で都市計画案について意見のない旨の回答を得ております。

それでは、前回までの説明とかなり重複する部分がございますが、改めて都市計画案の内容について、説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

1点目といたしまして、東京街道一団地の住宅施設の変更であります。これは一団地の住宅施設の都市計画を廃止する変更でございます。おめくりいただきますと、下の方にページ番号がございます。4ページをお開きください。

一団地の住宅施設の区域でございますけれども、東京街道団地地区のおおむね東側半分、バス通りから東側の、面積約16.7ヘクタールの区域に指定されております。

1ページにお戻りください。1ページは理由書でございます。都営東京街

道団地の後期建替事業を契機としまして、一団地の住宅施設により計画的に整備された良好な住環境を確保しつつ、この後ご説明申し上げます、地区計画の決定に伴い、これを廃止するものでございます。

この一団地の住宅施設の廃止につきましては、原案からの変更はございません。

2 点目といたしまして、地区計画の決定について、ご説明申し上げます。資料 2 をご覧ください。下の方にページ番号がございます。5 ページをお開きください。

地区計画の区域でございますが、ご覧のとおり、東京街道団地のほぼ全域、面積約 27.3 ヘクタールの区域でございます。

恐縮ですけれども、1 ページにお戻りください。1 ページは理由書でございます。一団地の住宅施設により計画的に整備された良好な住環境を確保しつつ、安全・安心に住み続けられる住宅市街地の形成を掲げております。

2 ページをお開きください。こちらのページから 4 ページまでが計画書でございます。表の上から 4 段目に「地区計画の目標」という欄がございますが、良好な住環境を確保しつつ、地域の利便性の向上や地域の課題への対応を図るとともに、道路・公園・広場などを計画的に配置することで、安全・安心に住み続けられる住宅市街地の形成を掲げております。

この下の欄には、目標の実現に向けて、土地利用、地区施設の整備、建築物等の整備に関する方針を定めております。

3 ページをお開きください。3 ページと 4 ページは地区整備計画でございます。これは、地区計画の目標を達成するために、2 ページの方針に従って、道路などの地区施設や建築物等に関する事項を具体的に定めるものでございます。

地区施設といたしましては、区画道路、公園、緑地、広場、児童遊園、緑道及び歩道状空地の 7 種類でございます。備考欄でございますが、これまでの建替事業により既に整備済みである地区施設は「既設」と表示し、今後の後期建替事業で整備が予定されている地区施設は「新設」と位置づけております。

少し飛んで、6 ページをお開きください。地区施設を示した計画図でございます。ご覧のとおり、地区内のバランスや、地区外との連続性、一体性を

考慮して配置しております。

主な施設としましては、地区内の東西方向及び南北方向に区画道路を位置づけております。また、地区の中心部には公園を、地区の北東部には広場をそれぞれ位置づけております。

次に、「建築物等に関する事項」でございます。これにつきましては、5ページをお開きください。地区の区分を表す図でございます。団地の中心部にひし形の格子で表現している部分がございますが、この部分を「生活関連施設地区」、これを除いた斜線で表現している部分を「中高層住宅地区」とし、これら2つの地区の特性に応じて、建築物等に関して必要な事項を定めるものでございます。

4ページにお戻りください。左から2列目に、縦書きで「建築物等に関する事項」とございます。表の上から2段目をご覧ください。「建築物等の用途の制限」という欄がございます。先ほどの「中高層住宅地区」では、店舗・飲食店、畜舎などの用途を制限いたします。

また、生活関連施設地区では、ホテル・旅館、自動車教習所、自動車修理工場などの用途を制限いたします。

その下の段に、「建築物の容積率の最高限度」という欄がございますが、中高層住宅地区では150%に制限いたします。中高層住宅地区の大部分は、ベースとなる用途地域で150%となっておりますが、都市計画道路の沿道など、一部200%となっている区域がございますことから、一律150%に制限するものでございます。

その下、「建築物の建ぺい率の最高限度」という欄がございますが、中高層住宅地区では、用途地域で定める60%を50%に制限いたします。

その下の段に、「建築物の敷地面積の最低限度」という欄がございますが、生活関連施設地区では、200平米に制限いたします。

その下の段に、「壁面の位置の制限」という欄がございます。これにつきましては、7ページをお開きください。「計画図3」でございます。左下の凡例をご覧ください。1号壁面線4.5メートルから4号壁面線3.0メートルまで、道路境界線からそれぞれの記載の距離につきまして、建築物の壁面の位置を制限するものでございます。

最後に、原案からの変更点をご説明いたします。2ページにお戻りくださ

い。

下から２段目に、「地区施設の整備の方針」という欄がございます。このうち、５番について文言を加筆しております。

これにつきましては都市計画原案の説明会や意見書において、「ほこりの懸念から運動広場の位置を変更すべき」という意見が寄せられました。また、本年３月の当審議会におきましても、周辺環境への配慮を求める意見をいただいております。

これらの意見を踏まえまして、原案では「スポーツ・レクリエーションの拠点となる広場を整備する。」としておりましたところ、今回の都市計画の案を作成するに当たりましては、「周辺環境に配慮した」という文言を加筆しております。

なお、運動広場の具体的な整備方法につきましては、今後、東京都と詰めていきたいと考えております。

地区計画の決定につきましては、以上でございます。

最後に３点目といたしまして、用途地域等の変更について、ご説明申し上げます。

資料といたしましては、資料３、資料４、資料５でございますけれども、この３つの都市計画につきましては、資料３、立川都市計画用途地域の変更によりまして、ご説明申し上げます。

資料３をご覧ください。表紙をおめくりいただきますと、１ページがございます。１ページは理由書でございます。先ほどの東京街道団地地区地区計画の決定に伴いまして、生活支援機能の誘導による幅広いサービスの提供により、安全に安心して住み続けられる住宅市街地を形成するための変更でございます。

少々飛んで、９ページをお開きください。用途地域等の計画図でございます。

左下の凡例をご覧ください。①から⑦まで変更箇所がございます。

①につきましては、先ほどの地区計画の生活関連施設地区であります、団地の中心部、面積約２．０ヘクタールにつきまして、用途地域を第一種中高

層住居専用地域から第一種住居地域に変更するものでございます。

これは先ほどの地区計画でご説明申し上げましたとおり、地域の高齢化などの課題への対応や利便性の向上のため、医療、福祉、買い物等の生活支援機能を誘導できるよう、変更するものでございます。

この変更によりまして、店舗の床面積の上限が500平米から3,000平米になるとともに、兼用住宅以外の事務所の立地が可能となります。

なお、ただいまご説明いたしました第一種住居地域への用途地域の変更につきましては、原案からの変更はございません。

次に、凡例の②から⑦につきましては、原案から変更するものです。これは過去に行った団地の外周道路の拡幅に伴う、用途地域等の変更でございます。

東京街道団地地区におきましては、東京都の建替事業により、団地の内側に後退する方法で外周道路の拡幅が行われております。東京街道団地地区におきましては、団地の外周道路の道路中心線を用途地域等の境界としております。外周道路が団地の内側に拡幅されてきたことに伴いまして、道路の中心線がわずかながら団地の内側に動いております。

このように、②から⑦までは、用途地域等の境界となっている外周道路の中心線が、団地側に移動したことに伴い、用途地域等の境界も内側に移動させるための変更であります。

用途地域の変更と合わせて、高度地区と防火地域及び準防火地域も変更するものがございます。これらは全て外周道路内での変更でございまして、建替事業や周辺の土地利用に影響を及ぼすものではございません。

次に、本年5月に行いました、都市計画案の説明会の開催状況及び意見書並びに市の見解について説明いたします。

参考資料（東京街道団地地区関連）をご覧ください。

表紙をおめくりいただきますと、1ページとなっております。1ページの中段でございますが、「2 公告・縦覧・意見書の受付、説明会の開催について」という見出しがございます。この表のうち、一番下の欄が都市計画案についての説明会の開催状況でございますが、5月26日金曜日の夜、27日土曜日の午前、午後の全3回、清原市民センターにおいて開催いたしました。

参加人数は延べ38人で、原案の説明会の約半数程度でございました。

その下に、見出しの「3 説明会での主な意見の概要について」とありますが、こちらをご覧ください。主な意見をご紹介します。

(1) 生活関連施設地区に関するものとしたしましては、高齢化が進む中、気軽に集える施設が欲しいという意見がございました。

2 ページをお開きください。コンビニではなく生鮮食品を扱う商店が欲しいというご意見も寄せられております。

(2) 広場・公園・児童遊園に関するものとしたしましては、運動広場は南側に移動させた方が他の施設との連携が図れる。また、運動広場の砂ぼこり対策について教えてほしいというご意見。それから魅力ある団地にするためにも、子供から高齢者まで楽しめる運動広場を整備してほしいというご意見、市内にスポーツ施設が少なく、運動広場が整備されることは意義があるというご意見。土地をやりくりして温水プールを整備してほしいといったご意見が寄せられております。

3 ページをご覧ください。都市計画の案に対する意見書と市の見解でございます。

意見書につきましては、11通、11人から寄せられております。寄せられた意見書につきましては、複数の分野にまたがるものが多いことから、市の見解につきましては一括してお示ししております。

大別いたしますと、1 通目から 7 通目までは、運動広場や公園の整備内容、体育館や温水プールの設置についての意見でございます。市の見解といたしましては、体育館や温水プールの建設は困難であると考えておりますが、その他の整備内容につきましては、都市計画決定後、東京都と連携して検討していきたいとしております。

4 ページをお開きください。8 通目から10通目は、生活関連施設地区に誘導する施設に関する意見です。市の見解といたしましては、都市計画の案は、誘導する具体的な施設を定めるものではないことから、いただいたご意見を参考にしながら、今後、東京都と連携して検討していくとしております。

11通目は、住宅や商業施設は不要とする意見です。市の見解としましては、都営住宅は住宅セーフティーネットの中核としての機能を果たすことが求められており、引き続き、この役割を担っていくことが必要としております。

最後に、今後の予定でございますが、本日ご審議いただき、ご承認がいただけましたなら、今月の中旬を目途に、都市計画の決定告示を行いたいと考えております。

また、平成29年度第3回市議会定例会におきまして、東大和市地区計画区域内建築条例の一部改正について、上程したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（会長） 説明が終了いたしました。

質疑を行います。

○（委員） 資料の何番目……1番目でもいいんですけども、今回のこの計画の中で、生活関連施設というのがあります。それは、どんな項目というか、施設なんですか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 東京街道団地地区の真ん中に計画されています生活関連施設地区でございますけれども、こちらの方は、地域の高齢化等を考慮いたしまして、医療や福祉・介護、買い物といったような機能を誘導する施設ということを考えております。

○（委員） 資料2の2ページの「地区施設の整備の方針」ということで、5番目の「周辺環境に配慮したスポーツ・レクリエーションの拠点となる広場を整備する。」で、「周辺環境に配慮した」とつけ加えたとありますが、6月の議会の定例会で、ある議員がお話をしておりましたけれども、それに対して、市の方としては、住民の理解を得た上で進めるという答弁がありましたけれども、住民の理解がどのぐらい取り入れられるものなのか、状況的にはどういう状況なんですか。

例えば先ほど、意見等であったほこりだとかありましたけれども、それ以外に温水プールはなかなか難しいという話ですけれども、特にグラウンドに関しては、想定外だとか、ほこりだとかかなり切実な問題という状況を聞いているんですけれども、そういった部分に関しては、状況的にどう進めるか。住民の理解に関しては、今後、住民との話し合いを、何度も持っていくのか。

○（会長） 神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長）　今回、都市計画の中では、個別具体の整備内容については定めていません。詳細につきましては、今後、都市計画を決定した後、東京都との調整ということになります。

こちらの施設は、所管が社会教育部の方になりますので、一応、そちら社会教育部と都市計画課と東京都の３者で協議しながら、あと住民の皆さんにも情報提供をしながら、何らかの形で周辺に配慮しながら進めていきたいというふうに考えています。

- （会長）　質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （会長）　質疑を終了いたします。

討論を行います。

（発言する者なし）

- （会長）　討論を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （会長）　討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。

日程第３「立川都市計画一団地の住宅施設東京街道一団地の住宅施設の変更（東大和市決定）について」から、日程第７「立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更（東大和市決定）について」まで５案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （会長）　ご異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

なお、答申文につきましては、会長に一任していただきたいということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長）　ありがとうございました。

続いて、日程第8「立川都市計画ごみ処理場の決定（原案）について」、報告いたします。

本件につきましては、関係職員を出席させて報告いたします。関係職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

（関係職員　入室）

○（会長）　それでは、報告をお願いいたします。

神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長）　それでは、日程第8「立川都市計画ごみ処理場の決定（原案）について」ご報告いたします。

資料につきましては、資料の6及び参考資料（ごみ処理場関連）といったものの2種類でございます。

それでは、最初に原案の作成に至りました考え方について、ご説明いたします。

まず、1点目といたしまして、施設の必要性についてでございます。これまで街づくり条例に基づく懇談会を2回開催するなど、丁寧な説明を行ってまいりました。先月行った2回目の懇談会では、施設の必要性について、100%の理解は得られておりませんが、合理的な説明がなされていたと考えております。詳細は後ほど説明いたしますが、本施設は必要な施設であるものと認識しております。

2点目は、市民の意見でございます。懇談会におきましては、依然として反対意見がございますが、一方では、市民生活の安定に必要な本施設の整備を推進すべきとの意見も、少なからずいただいております。

3点目は、衛生組合側の手続きでございます。衛生組合の議会は、予算及び契約案件について議決しておりまして、したがって、衛生組合管理者からの都市計画決定を求める依頼に瑕疵はなく、都市計画の手続きをとめる理由も認められません。

以上のとおり、市民の廃棄物処理が安定的に行われ、市民生活に混乱を招かぬよう、都市に必要な施設として、都市計画決定手続きを進め、当審議会の判断を求めていくことが妥当と考えております。

それでは、資料の 6 をご覧ください。表紙をおめくりいただき、インデックスの資料 6－1 をご覧ください。

1 ページでございます。この資料は先月 6 月 16 日、17 日の 2 日間、延べ 3 回にわたる懇談会において、寄せられました主な意見と回答をまとめたものでございます。

ここでは代表的なものだけ説明させていただきます。

①は、施設の必要性についてであります。1 番をご覧ください。必要のない施設を 3 市の関係だけで整備するのはどうなのかという意見です。これにつきましては、図面でご説明したいと思います。こちらをご覧ください。

こちらが現況図になります。こちらの赤い枠の中が、小平市からの借地を含めた現在の衛生組合の敷地でございます。衛生組合の敷地のうち、大体この辺から西側ですけれども、約 6,500 平米については、既に小平市から借地している用地になります。

また、緑色、こちらの枠です。緑色の枠の中が、小平市の敷地で、清掃事務所となっております。

そして、こちらの図面につきましては、施設更新後のイメージ図でございます。新ごみ焼却施設と、新不燃・粗大ごみ処理施設は、このように配置して、この敷地内におさめるという計画になっております。

敷地内に、このようにおさめるためには、ご覧いただいたように、現況図、こちらにあります緑色の枠にございます、小平市の用地が必要となることから、新たに小平市からこの用地、約 3,700 平米の提供を受けるものでございます。

さて、更新後のイメージ図のとおり配置するためには、次の手順で進めていくということです。

第 1 に緑色の枠、小平市清掃事務所用地にございます建物を撤去し、この用地に新不燃・粗大ごみ処理施設を建設し、稼働させます。

第2といたしまして、オレンジ色の現行の粗大ごみ処理施設と、青色の3号ごみ焼却施設を撤去いたします。この時点で、不燃・粗大は新施設への更新が完了します。可燃ごみにつきましては、この現行の4、5号のみ稼働しているという状況です。

第3としまして、3号ごみ焼却施設の跡地に、新ごみ焼却施設を建設いたします。こちらは、4号、5号ごみ焼却施設を稼働させたままの更新となります。したがって、新ごみ焼却施設は、3号ごみ焼却施設の跡地という限られた敷地での更新となります。

ところが、新ごみ焼却施設につきましては、躯体が従前の施設と比べて大きくなってしまいます。その理由としましては、国の交付金の条件となる発電設備を備えることから、発電に必要なタービンを設置するためです。

用地は限られる一方で、施設の躯体は大きくなるという、相反する厳しい条件を解決するために、本件の資源物中間処理施設の整備により、3市の資源化基準の統一を図り、リサイクル率を向上させ、新焼却施設の規模の縮小を図るものでございます。逆に申し上げますと、本件の資源物中間処理施設が整備できないと、イメージ図に描かれた施設の更新ができないということになります。

このように、本件資源物中間処理施設は、循環型社会の形成に加えて、新焼却施設の更新に欠かせない施設でございます。

なお、新ごみ焼却施設が稼働した後、あちらの図面の図で、現況図の4号、5号ごみ焼却施設は撤去して、その跡地には管理棟を建てるという計画になっています。

それでは、資料6-1の1ページにお戻りください。1番、2番をご覧ください。土地の抛出ではなく、負担金の増額で解決すべきとの意見です。これにつきましては、負担金の問題ではなく、用地確保の問題であると回答しております。

4番をご覧ください。組合から東大和市が勝手に除外されることはないとのご意見です。これにつきましては、ごみ焼却施設の更新ができない場合、衛生組合の存続意義がなくなってしまうと回答しております。

2ページをお開きください。②事業の進め方についてであります。2番をご覧ください。ランニングコストの増加に伴う市民負担の増を周知すべきと

の意見です。これにつきましては、事業費の周知についても取り組んでいくと回答しております。

3 番をご覧ください。小平市の資源物は民間で受け入れられるとの意見です。これにつきましては、資源物処理は自治体みずからができない場合に、民間委託となると回答しております。

また、組合の規約があり、小平市は組合の枠組みから抜けられないとの意見です。これにつきましては、焼却炉の更新ができなければ、現在の耐用年数をもって使用が終了すると回答しております。

3 ページをご覧ください。③のコストについてであります。1 番をご覧ください。ランニングコストの5,000万円をどのように捻出するのかとのご意見です。これにつきましては、年間2,000万円程度の増額となるが、1 市単独でVOC対策のスペックを得ることは難しいと回答しております。

④の建設予定地についてであります。1 番をご覧ください。本施設が整備されれば、焼却量の減に伴い排出ガスも減る。また、本施設は環境面では軽微な影響である。本施設を整備できない場合の方が、環境面の影響が大きいとの意見です。これにつきましては、本施設の影響については、生活環境影響調査を行った結果、軽微と評価されており、昨年度までの暫定施設に比べ、騒音・振動は改善されると回答しております。

次に⑤その他であります。4 ページをお開きください。9 番をご覧ください。不燃、粗大、容リプラの削減見込みを数字で回答すべきとの意見です。これにつきましては、削減見込みについては計画を作成し、対応していますと回答しています。

11番をご覧ください。3 市の役割として、武蔵村山市の「3 市の枠組みを尊重」とは何かとの意見です。これにつきましては、武蔵村山市には東大和市からの搬入を理解してもらっており、また、将来的な用地選定では武蔵村山市の関わりが考えられると回答しております。

5 ページをご覧ください。⑥の賛成意見です。1 番をご覧ください。民間委託で企業が倒産した場合の混乱は、誰が責任をとるのかといった意見です。

4 番をご覧ください。焼却場の更新が進まないと、我々住民が困ってしまう。周辺の住民は迷惑施設と思うだろうが、十分に対策された施設であるとのご意見です。

次に、インデックスの 6－2 をお開きください。こちらは、都市計画の縦覧図書でございます。

街づくり条例の規定に基づき、明日 7 月 11 日から 7 月 25 日までの 2 週間、縦覧に供します。また、8 月 1 日までの 3 週間、原案に対する意見書を受け付けいたします。

それでは、内容をご説明いたします。

1 ページは案の理由書です。本施設は焼却施設の更新に不可欠な施設であり、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するため決定するとしております。

2 ページをお開きください。立川都市計画ごみ処理場の決定（原案）であります。表にございますように、名称は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設でございます。位置及び面積については、記載のとおりです。

3 ページをご覧ください。こちらは計画図でございます。区域につきましては、中央部分、太枠で囲まれたところが区域でございます。

都市計画に定める内容につきましては、以上のとおりでございます。

次に、インデックスの 6－3 をご覧ください。こちらは、都市計画の観点から、今回の施設と都市計画との整合性についてまとめたものでございます。

見出しの 1 は、都市計画に定める事項でございます。先ほど、縦覧図書の項目でもご説明しましたとおり、表に記載いたしました 5 項目を都市計画に定めるものでございます。ご覧のとおり、基本的に位置と区域を定めるといったものです。

本資料は、都市計画の立場といたしまして、位置と区域を定めるに当たり、都市計画上の支障があるのか、ないのかといった視点で説明するためのものでございます。

見出しの 2 をご覧ください。都市計画の整合性についてでございます。見出しの（1）は都市施設の必要性でございます。本施設は、循環型社会の形成に必要な施設であることに加え、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の更新の前提となる施設であり、3 市の市民の将来にわたる安定的な廃棄物処理に欠かせない施設でございます。

先月行われました懇談会においては、本施設が建設できないと、3市共同による廃棄物処理の枠組みに多大な影響が生じ、場合によっては、全ての廃棄物を東大和市内で処理しなければならないことが言及されております。

以上を踏まえまして、本施設は必要な施設と判断いたします。

見出しの（２）上位計画との整合でございます。本施設は上位計画でございます基本構想、基本計画、一般廃棄物処理基本計画、都市マスタープラン及び東京都が策定いたしました都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に整合しています。

3ページをお開きください。3ページ、（３）具体の都市計画との整合でございます。見出しの①につきましては、本施設の用途地域が工業地域であることが記載されております。

見出しの②は、都市計画の観点から留意すべき項目と、その適合性についてでございます。

都市計画の観点から留意すべき項目といたしましては、配置、区域、位置、規模の4項目を挙げています。

最初に配置についてでございますが、本施設は、資源物の残さの輸送の効率性が確保できる配置となっております。

4ページをお開きください。次に、区域でございますが、本施設は搬入から搬出に至る全ての作業を建屋内で行うためのスペースを確保するために必要な規模を有する区域となっております。

次に、位置についてであります。本施設は、工業地域に位置しており、本施設の用途に適合しています。また、基盤整備が図られた、幅員12から16メートルに整備された市道に面して位置しております。

次に、規模についてであります。本施設の建設に必要な用地が確保されています。

5ページをご覧ください。（４）周辺環境への配慮でございます。見出しの①生活環境影響調査結果と対策でございますが、小平・村山・大和衛生組合は、大気質、騒音、振動、悪臭及び交通量の5項目について、生活環境影響調査を実施しています。このうち、大気質の調査につきましては、周辺住民の懸念を踏まえて、揮発性有機化合物（VOC）の調査も含めて行いまし

た。その結果として、周辺の生活環境への影響はいずれも軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目標を達成できるものと評価しております。

適切な環境保全対策といたしましては、アからオまでの5項目を記載しております。

アをご覧ください。大気質の対策であります。VOCにつきましては、集じん器後に活性炭吸着塔を設け、VOCの除去を行い、施設外へのVOCの拡散を防止します。

イをご覧ください。騒音対策であります。吸音材等を施工するなど、防音対策を行います。

ウをご覧ください。振動対策であります。独立基礎等により、施設基礎部に振動の伝播がしづらい構造といたします。

エをご覧ください。悪臭対策であります。活性炭吸着法による脱臭設備を設置するとともに、プラットホーム出入り口扉にはエアーカーテンを設置します。

オをご覧ください。搬入車両に関する対策であります。車両が集中しないよう対策を講じるとともに、法定速度の厳守等を励行いたします。

6ページをご覧ください。見出しの②、交通処理計画と安全確保であります。各市の搬入・搬出車両につきましては、特定の日に集中しないよう平準化を行う予定です。

また、梱包品の搬出車両や残さの搬出車両は、合わせて1日に7台から9台程度であり、周辺道路への影響は軽微と考えます。

なお、交通安全対策といたしましては、車両の公道待機の発生を防止するとともに、車両出口に回転灯を設けるなどの対策を講じます。

以上のとおり、周辺環境への配慮に万全を尽くすとしております。

次に、見出しの(5)は、法令への適合であります。本施設の整備や都市計画の手続きにつきましては、法令に適合しております。

以上のとおり、(1)都市施設の必要性、(2)上位計画との整合、

(3) 具体の都市計画との整合、(4) 周辺環境への配慮、(5) 法令への適合について説明いたしました。これらの5項目は、本施設の都市計画決定の可否を判断する要素でございますが、いずれの項目におきましても、都市計画上の支障は認められません。

次に、7ページは、今後のスケジュールでございますけれども、説明は省略させていただきます。

それでは、次に参考資料(ごみ処理場関連)をご覧ください。

こちらの資料は、衛生組合が作成したもので、本年5月または6月時点における実施設計の図面でございます。

表紙をおめくりください。1枚目、このページは、施設全体のパース図となっております。

1枚おめくりいただきまして、次のページをご覧ください。このページは施設の周辺を含めたパース図でございます。施設の北側はパチンコ店、東側は住宅、南側は特別養護老人ホーム、道路を挟んで西側は都立公園のテニスコートがございます。その北側には、マンションや大型スーパーが立地しております。

次のページをお開きください。施設全体配置図です。工場棟及び管理棟の位置、搬出入車両の軌跡を示しております。

次のページをお開きください。車両動線計画図です。搬入車両の動線を赤線で、搬出車両の動線を青線で示しております。

次のページをお開きください。1階平面図でございます。赤い部分が管理エリア、青い部分は工場エリアとなっております。

少々飛ばしまして、最後のページをご覧ください。断面配置図でございます。この図面は、建物を南北に切った断面を西側から見た図面でございます。地下6メートルまでをピットとし、施設の高さは最高21.8メートルとなっております。

説明は以上です。なお、今週の14日、15日に行う都市計画原案の説明会におきましても、本日の資料により同様の説明を行う予定でございます。

私からは以上でございます。お願いいたします。

○（会長） 伊藤計画課長。

○（伊藤計画課長） 私から、今、神山課長から説明ありました参考資料、図面の関係で若干の補足の方、説明をさせていただきたいと思います。

まず、2ページ目、先ほどの航空写真、こちらをご覧いただきたいと思います。こちらの航空写真なんですが、左上のところにグラウンドが見えます。こちらが東大和市ロンド桜が丘フィールド、桜が丘市民広場でございますが、こちら、現在はこの右側の方に給食センターがございます。したがって、この航空写真自体は若干古いんですが、そちらの方をご了承願いたいと思います。

もう1枚めくっていただきまして、今度は3ページ。配置図がございます。こちらなんですが、左の上の方にトラックの軌跡図、こちらが書いてございます。図面上、こちらの方から、南の方から北に上がって、右折という形で敷地に入ってくる状態での軌跡図なんですが、こちらの北側から南に向かったの左折という入場ということも、計画では考えております。ここには書いていないんですが、軌跡上、右折での、こちらの方は十分可能だということでございます。

なお、こちらに書いてありますトラックなんですが、こちらの方は車両の長さは12メートルということでございます。

また、この敷地の左側の下の方なんですが、トラックが出るような形での軌跡図でございますが、こちらの部分に一時停止の線を引いて、「止まれ」の標識、ここがこちらの図面では書いてありませんので、こちらの方はそのような記載をする予定でございます。

合わせて、こちらの出口、歩行者との交差のところでもございますので、こちらの方に回転灯の方を設置するような計画をして、歩行者への注意喚起を行いたいと思います。

続きまして、6ページ。3階の平面図。右下ですけれども、3階平面配置図という形の図面ですが、こちらの右上の方に、集じん機室というところがございます。こちらにおいて、光触媒による酸化分解装置及び活性炭吸着等の各種物質と合わせて揮発性有機化合物VOCの除去を行います。

こちらの方で行いまして、大気汚染防止法に定義されますVOCの排出濃度をダクト出口で、400ppm以下にして、施設外への排出をするという

ような、このような予定になっています。

私からの補足は以上です。

○（会長） 報告が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） 私の方から４点ほど、質問をさせていただきたいと思います。４点まとめてお伝えします。確認をお願いします。

私もこの審議会で再三お話をさせていただいておりますけれども、住民の理解についてですけれども、市としては東京都と何度か打ち合わせをしていると思うんですけれども、そのときに東京都から住民の同意、住民の理解が大方得られたことを判断した上で、都市計画の手続きに入った方がよいのではないかということをおっしゃっていたということを聞いておりますけれども、その件について、市としてはどのように認識をしているのか、お聞かせいただきたい。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 今、委員がおっしゃったようなことで、以前、東京都の方からそのように言われております。ここで東京都と打ち合わせ等を行っておりますけれども、住民の理解を得られるか、得られないかといったら、得られた方がいいんですけれども、それは法的な事項ではないです。都市計画の決定、都市計画の手続きの中では、住民の理解というものは要件とはなっていないです。ただ、説明として丁寧な説明をしていくということは必要ですというお話はいただいております。

ですので、手続きを進めること自体は、特に今の状態で進めることは、別に問題があるとは思っていません。

○（委員） 現段階では、ある程度理解は得られていると思われているのでしょうか。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） あくまでも、この施設は、３市の市民が利用していく施設ということになっています。特に、東大和市民に向けては、２回の懇談会を３月及び６月に実施したわけですが、その中で市民の方の意見を伺っています。

その中では、特に６月に開催しました懇談会、こちらの方では、施設の必要性の方に大方、意見をいただけたというふうに、私どもは理解をしております。

ますので、一方で実施している桜が丘の協議会、こちらの方の意見とは相反するというふうな部分もあるかと思うんですが、ただ、桜が丘の協議会につきましても、対象を当初44団体、自治会、マンション管理組合にお声がけをした中で、最終的には現在、12、3団体しか残っていないという状況もございます。それ以外の団体につきましては、年に1回ほど、こちらから資料の配布等を含めて近況報告を行っているわけですが、特段、事業の推進に向けての反対の意見をいただいていないということでございますので、全体の利益のため私どもとしては進めるという状況でございます。

以上です。

○（委員） その件に関しては、後ほどまたお話をしたいと思います。

続いて、先ほど神山課長から説明がありました、都市計画上支障がないという判断としてということで、何点か説明をされたと思うんですけれども、周辺の交通環境、周辺の自然環境、周辺の生活環境、周辺の歴史環境、あとその中で、私が懸念しているのが、無秩序な周辺開発の誘因による公共コストの増加ということで、こういう都市計画の支障について、著しいコストの増加がないかというのが、1つの判断基準になっているというのを聞いておるんです。私としては、コストの増加というのが著しく増加しているのではないかと思いますけれども、こういうことに関しては、さまざまな要因として、都市計画に対して支障がないと思われるのかどうかお聞きしたい。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） コストの方でございますけれども、およそ全部で26億円という形で整備をさせていただくわけでございますが、現在に至るまで、かなりの回数、協議会等、市民説明会も実施したわけでございます。その中で、建設コストを抑制するような施設建設は困るというご意見をいただいております。特に例を挙げれば、VOC対策はかなり従前よりも懸念をされている声を伺いましたので、そちらについては、多摩地区の同種の施設では実施していない対策ではございますが、そこについては万全を期すようにというようなご意見、ご要望を承っております。

したがって、環境対策面で、コストを抑制する施設建設は困るという意見がございましたことから、その辺を十二分に反映させる必要があるために、コストが上がっているものでございます。

したがって、都市計画との兼ね合いという点からも、そこは十二分に

コストをかけていかざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○（委員） コストの件に関してなんですけれども、東大和の廃プラ施設に関して言うと、当初のほとんど倍のような状況のコスト、これ著しいコストの増加だと思うんですね。こういった例というものはあるんでしょうか。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） こういった例があるかないかという部分は、なかなか難しいと思います。なぜかと言いますと、1つの理由といたしまして、他団体の例でいきますと、基本構想や実施計画、この段階で建設コストを明示してまで計画をつくっているかいないかという違いがございます。

たまたま、私ども4団体の方では、当初から建設コストを明示してきたという計画がございます。ただやはり、建設コストというのは、住民要望や、その他の周辺環境への配慮が必要な部分、それらを入れる、こういった点を取り込んでいくかによって、価格もかなり左右してしまいます。

したがって、他団体の例でいきますと、当初の計画時から金額の明示というのは余りしないのが一般的でございます。特に、23区一部事務組合の清掃施設関連の施設で、こちらについては、当初の計画段階ではあまり金額というのは明示はいたしません。一定の物事が進んだ段階で金額の提示をしていくというのが、23区などの例を見ると一般的であると思います。

ただ、私どもは、当初から金額の提示をしたことによりまして、いろいろ種々、環境面での配慮をすべきというところでの金額を載せたことに伴いまして、当初予定よりも増額、上昇しているという現状でございます。

○（委員） それに関しては、とりあえず、わかりました。

あとは、これ、6月の議会定例会での関係で聞いていただければと思いますが都営向原アパートの建替事業に伴う創出用地の件で、ある議員が質問をされましたけれども、これは東京都の都立特別支援学校建設ができるかどうかという質問に対する市の答弁ですけれども、都市計画の変更に当たっては、地域住民の十分な理解がないとできかねるという答弁がございました。その施設の建設に当たっても、住民の理解と考えてよろしいかどうか。お聞きしたい。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） ただいまのお話で、都営向原の創出用地の関係での一般質問ということだと思います。これまでのこちらが、従前、住宅を東京都が建設するというので、都市計画を進められているというふうに私どもも認識しておりまして、そこへ今回、一般質問があったのが、特別支援学校の建設というところですので、そこは用途を大きく変える必要性があることから、そのような発言があったのではないかというふうに思っております。

現在、私どもの方が進めております、桜が丘2丁目の方につきましては、従前から市のリサイクルを行っていた場所でございますので、その姿を大きく変えるという認識はございませんので、多少相違点はあるのかなというふうに考えております。

○（委員） わかりました。

最後に、先週8日に連絡協議会が、桜が丘市民センターでご案内ありまして、私も傍聴させていただきましたけれども、何と42回目になるという、議論がどんどん深まっていくべきだと思うんですけれども、これ、今回あるご出席者から緊急動議が出されました。見直しの緊急動議ということで。通常は、42回もやっていると、どちらかというと、市民の理解を深めていっている段階にもかかわらず、3年近いですか、やられている中で、こういった見直しの緊急動議が出されるということに関して、やはり、住民の理解がされていないんじゃないかと思うんですけれども、このことに関してはどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） 2日前ですか、夜、行われた桜が丘での協議会の出来事のお話だと思います。1点目に、桜が丘の協議会の位置づけとしては、周辺環境に配慮するという点がございまして、施設建設についてご議論、ご意見をいただきたいというのが市からの目的でございまして。

ただ、そうは言いましても、そういう他の意見を申してはいけないというわけではございません。ただ、緊急動議ということで意見が出されたわけですが、ただ、こちらにつきましては、6月等の懇談会において話はさせていただいている部分ではあるんですが、ここで他の手法を考えたときに、この事業を止めるということになりますと、最終的には焼却炉の更新を視野に入れたこの事業全てを止めるということになりますので、私ども行政として、廃棄物収集を止めるということができない現状を考えますと、今回なされた

提案は、あくまでもゼロベース的な要素が強かったものですから、焼却炉の建設を優先すべき。ただ、優先すべき焼却炉の用地もそれぞれ3市から候補地を挙げるというご提案ですので、今からその提案を受けるとなりますと、平成33年度までの耐用年数となっている焼却炉、こちらの方が使えないという形になりますので、その緊急動議を受け入れるに当たっては、どのような形でごみ焼却ができない負担を埋めるか、そういったところの、押さえる点が今回の動議には記載がございませんので、私どもとしては、1つのご意見という形で承ったところでございます。

○（委員） この緊急動議に関しては、どちらかというと、ほとんど無視するような形ということでよろしいですか。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） 無視ではないと思います。無視ではなく、その代案が実現可能性のあるものであれば、私どもはそこは酌む必要はあると思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、現在の焼却炉の耐用年数が平成33年度でございますので、今からゼロベースで見直すというのは、現実的にそこは不可能ではないかということを申し上げているわけでございますので、そういったご意見があるということは承りますが、ただ、無視するというものではございませんので、その辺はよろしくお願いいたします。

○（委員） 委員とは、結構、個人的によく知っているんですけども、2回ばかり説明会に出させていただいたんです。それで、その説明会の話をよくよく聞いてみますと、やっぱり100%、全員が賛成だということは、ちょっと不可能かなと思うんです。だから、その辺がどの程度でいいかということがはっきりわからないと、本当に100%全部が賛成しなきゃダメなのか。何人かの人は、絶対やっぱり無理だと思うんですよね。だから、その辺のところの兼ね合いというか、が結構大事だと思うんです。全員の賛成みたいなことが書いてあったけれども、それはちょっと不可能かなと思うんですけどもね。

以上です。

○（委員） 当然、全ての人が賛成ということはありません。当然、反対意見も当然出る。私が、懸念するのは、通常、こういった懇談会とか連絡会とか進めていく上で、これだけ長い期間やっていく中で、やっていく中で理解がどんどん深まった上で、大方、住民の理解が得られていくのではないかなというふうには思っているんですけども、なかなか、そういったようには思えない

いので、質問をさせていただきました。

しっかりと、十分な、どんどん建設ありきで進んでいるような感じがしたので、質問させていただきました。

そういった意味では、住民に再度、丁寧な説明というか、理解をされる説明をお願いしたいと思います。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） 先ほども申し上げた部分で重なってしまって恐縮なんですが、あくまでも、当初、協議会が、住民の要望を受けて800メートルの設定をさせていただいております。その半径800メートル内の自治会やマンション管理組合の方々には、こちらの方から必要な時期にご訪問はさせていただいておりまして、ご意見を直接伺っているところでございます。

その中で、現在の参加団体の数が減少してしまっているのも、そうでない、参加を辞退されてきた経過等もございまして、そちらの団体については、私どもの方で、これは不参加団体も含めてでございますが、訪問しておりますので、その中ではやむを得ないというご意見もいただいているところがございますので、私どもは、今、委員がおっしゃった大方のところでは、そこは大方の理解というものは得られているというふうに考えております。

以上です。

○（委員） すみません。ごめんなさい。

資料6の、全然違う質問じゃないけれども意見を、5ページの周辺環境への配慮の中で、5ページにわたりまして、交通処理計画と安全確保ということで記載がございますので、そういったページで参考資料（ごみ処理場関連）のA3の折りたたんであるやつで、軌跡図。これ右折イン、右折アウトの図面でありますけれども、やっぱり右折出入りは、交通課としては、左折イン、左折アウトの話をされましたけれども、ここが左折イン、左折アウトにすると、多分、12メートルの車を入れるに当たり、左折インだと、多分、入り口部分が右に振らないと思うんですね。そういうことを考えると、歩行者との交錯による防止を図るという点では、やはり、もうちょっとこの入り口部の安全確保をより高めていただくということで、この部分の要望を出させていただきたいと思います。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） ただいまのご意見でございますが、車両は、２種類に分かれまして、搬出車両が通常の収集時に使う車両としては、まずパッカー車でございますので、積載が２トン。それと、あとは成果品の搬出で、大型車１０トンに分かれますので、右折については、通常のパッカー車の収集に伴うものを考えております。今、ご意見をいただきました大型車、こちらについては、ただいまのご指摘を踏まえた中で運用を探したいと考えております。

以上です。

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成２９年度第２回東大和市都市計画審議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。